



26号

2013年
1月19日



副代表 年頭のご挨拶 顰(ひそみ)に倣う

親子ネットの会員の皆様、本会の活動の趣旨にご賛同して頂いている方々、また、調査研究、政策立案のために本誌をご覧になっている皆様、2012年はどんな1年であって、2013年はどんな1年になることを期待されていますか。2012年に私が印象に残ったことは、まずはロンドンオリンピックでの日本選手の活躍です。金メダルの数が最多で盛り上がりました。その中でも、重量挙げの三宅選手や体操の内村選手といった親子の挑戦にとっても感動しました。2012年に封切られた映画では「わが母の記」が印象に残っています。母に捨てられたと思っていた主人公の葛藤と心情（+私の実家近くの海）と子どもの時の記憶が繋がって親子の絆を取り戻すことができた話でした。また、ときが自然界で36年ぶりに産卵したのですが、地域社会や行政が皆で育てるんだという雰囲気には、心惹かれてしまいました。「親子の絆」が生み出す力、その危うさと強さ、社会への影響力といったものを常に考えさせられた1年でした。

そのような中、我々を取り巻く社会状況はどうだったのでしょうか。2012年4月1日に面会交流が明文化された改正民法が施行されて、改正趣旨に従って行政、裁判所が運用を改善していかなければならないはずですが、行政では、一部の自治体が面会交流支援事業を開始したり、リーフレットを作成した程度ではないでしょうか。裁判所では、個別に面会交流の審判内容を見ていると、解決されるどころか、ますます酷くなっていると感じられます。改正民法の施行により、裁判所の判断の何が変わったのか我々が肌で感じられるには到底及びません。当会への入会希望、問い合わせも、ますます増えている状況です。また、ハーグ条約については、国内法が3月9日に閣議決定されて国会に提出されましたが結局1回も審議されることなく国会が解散となったことは本当に残念でした。

それでは、2013年はどのような年になることを皆様は期待していますか。改正民法の施行2年目となり、どのような変化が生じたのかを検証していかなければなりません。民法改正では「面会交流の継続的な履行を確保するため統計調査などの必要な措置を講ずること」と付帯決議がされています。これらの調査を重視して、変化がなければ更なる法改正を訴えていく必要があります。

1月1日からは家事事件手続法が施行されています。これまでと大きく異なることは審判の結果により影響を受ける者（我々にとっては子ども）の意思を把握する手続きが保障されたことです。子ども達の意思は変わりやすいことを踏まえた運用がされるべきですので、面会交流は1ヶ月に1回が普通といった考え方が大きく変わることを期待します。私は2年6ヶ月前に子ども達の連れ去りにあったのですが、周囲の様々な配慮で、早くから（それでも当時は長く感じました）子ども達に会うことができました。最初、子ども達は私を怖がっていましたが、現在では、ほぼ毎週会うことが可能になり、その結果、先日、私が仕事で留守中に子供達が来て滞在していくまでになりました。もし、これが長い間、会うことができなかったり、会う回数が少なかったら、今の状況にはなっていなかったのではないかと思います。このような子ども達の意思、感情をこの問題に係る方々によく理解してもらう必要があります。

さらに、今国会ではハーグ条約の締結と国内法の整備は最大重要課題です。ハーグ条約はあくまで国際間の子どもの奪取に係る取り決めですが、前提にあるのは「子どもの連れ去りは、子どもやその後の親子関係に有害である行為である」ということであり、これは国内においても全く同じことです。国内の子どもの連れ去り、引き離し問題にも目が向けられていくものと期待しています。

事の善悪を考えずに他人の真似をすることを「顰（ひそみ）に倣う」と言います。これは、為政者の政治を善悪を考えずに従うことを良しとせず、時代の変化を受け入れて変えていくことが重要であることを表しているようです。親子に係る諸制度は、従前の慣習に捉われずに時代の変化を受け入れて俯瞰的に見直してその機能と効用を発揮していくべきであります。

「顰（ひそみ）に倣って」ばかりでは世の中良くなりませんよ！

（親子ネット副代表 渡辺 隆之）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

（オヤコノメンカイコウリユウ ラジツゲンズルゼンコクネットワーク）





「あなたに会いたくて」第1弾

大正大学 人間学部 臨床心理学科 教授、臨床心理士
(親子ネット顧問)
青木 聡

1) 臨床心理学を専攻した動機をお聞かせ下さい。

15歳のとき、大学教授だった父親の研究休暇で、1年間のアメリカ生活を経験しました。アメリカの学校生活では、個人時間割に2週間に一度の「カウンセリング」の時間が最初から組み込まれており、私は「カウンセリング」が何を意味するのかなどまったく気にも留めず、一年間ドクター・アイザックと隔週の「カウンセリング」を続けました。

ドクター・アイザックはファンキーなアフロヘアがご自慢で「君もアフロヘアにしろ」と言うのが口癖でした。おいしい紅茶を飲ませてくれたり、自分の好きな音楽を聞かせてくれたり、へんてこな英語を教えてくれたり、チェスクラブを紹介してくれたら、「英語の勉強だ」と言いながら私が夜見た夢の話の聴いてくれたり、くだらないジョークで私を笑わせることを楽しんでいました。

私は、そんな型破りな「カウンセリング」が、いつの間にかとても待ち遠しくなっていました。この「カウンセリング」の時間があったからこそ、言葉の通じない学校に通い続けることができたのだと思います。

将来の進路を決めるとき、最初に思い浮かんだのはドクター・アイザックの姿でした。人生を導いてくれる素晴らしい出会いに恵まれて本当に幸運だったと思っています。

2) これまでどんな研究をされてきましたか。

大学2年のとき、ユング派の心理療法家アーノルド・ミンデル先生が初来日することになり、縁あって、私が来日中の付き人（お世話係）をすることになりました。それ以来、ミンデル先生に師事し、彼が創始したプロセスワークを日本に紹介してきました。

ユング派の心理療法は、日本では河合隼雄先生の著作を通じて一般にもよく知られていますがプロセスワークはユング派の考え方をさらに発展させて、身体症状の訴えや、夫婦、家族、企業コミュニティの葛藤解決などにもアプローチしていく点が特徴です。マニアックな分野ですが、よかったら、ぜひ私が関わってきた翻訳書を手に取ってみてください。

来年のゴールデンウィーク（2013、5/3、4、5）には、ミンデル先生が来日して一般向けのセミナーを行いますので、自分の人生や課題を振り返ることに興味がある方は、プロセスワーク研究会 QWL03722@nifty.comにお問い合わせください。

3) プライベートで何か熱中されていることはありますか。

サッカーが大好きです。だいたい月2回はスタジアムに足を運び、熱狂的サポーター席のど真ん中で大声を張り上げています。2012年は20試合以上観戦しました。スタジアムに行く以外にもテレビで海外サッカーを観戦したり、ゲームで遊んだり、サッカー漬けの毎日を送っています。サッカー論議を始めると熱くなって止まらないかもしれません。いつも人から失笑されますが、選手としてブラジルW杯に参加できないことが、本気でつくづく残念です。生まれ変わったら、間違いなくサッカー選手を目指すと思います。

4) 「片親疎外」について今、思うことをお聞かせ下さい。

欧米の文献を読んでいると、「片親疎外」を意識しすぎた別居親たちが、裁判で「片親疎外」の問題を訴えすぎて、余計に元配偶者との関係をこじらせ、結果的に「片親疎外」をもっと悪化させてしまうケースがよく出てきます。みなさんには同じ轍を踏まないように気を付けていただきたいと思います。日本の場合、この問題は基本的に制度の不備・欠陥によって重症化していると考えられるのでどれだけ相手を責めても決して解決には至りません。私は制度を改善することがもっとも重要だと考えています。ムカつくことがあっても、個人レベルでは相手方と友好的関係を築こうとする姿勢を貫くことが大切だと思います。

たくさんのご相談を受けて今思うことは、はっきり言って、残念ながら現在の制度下においては、法的手段にはほとんど期待できないということです。たとえ裁判で別居親の主張が全面的に通ったとしても、希望通りに子どもと会えない人が後を絶たないという厳しい現実もあります。

私が見てきた限り、裁判でいい方向に向かった人たちのやり方は2パターンしかありません。ひとつは、居合斬りのようにスパッと決着させるやり方です。これから裁判に臨まれる方、とりわけDVが大きな争点になっていない場合は、みなさんにこの「居合斬り方式」を強く勧めたいと思います。すると、最低限の面会交流は素早く確保できるものと思われます。細い糸であっても、子どもとつながってさえいれば、親子関係はちゃんと築いていきます。相手方が拍子抜けするぐらい相手方の言い分をすんなり受け入れて、すぐに鉾を収めてさっさと裁判を終わらせた人たちは、その後の経過も悪くないと思います。相手方の言い分が理不尽で許せないからと言って、自分の言い分を押し通そうとしても、今の制度下ではかえって苦しい状況に追い込まれてしまう危険性があります。

もうひとつは、過剰に相手方を責めないように慎重に配慮しながら、じつくりと腰を据えて、粘り強く淡々と正しい主張を繰り返して揺らがないというやり方です。数年単位の時間はかかるかもしれませんが、相手方が根負けするというか、周囲の人たちが別居親の正しい言い分に納得し始めるというか、そういう形で決着していくこともあります。裁判よりも調停、調停よりも協議の方が、そうしたやり方に適していると思います。全般的な感触としては、忍の一字で調停や協議にたくさん時間をかける方が、審判で延々と戦うよりもまだましな結果になることが多いように思います。ただし、子どもと会えない期間が長くなってしまう危険性があるので、それが難点です。

5) 今後の展望についてお聞かせ下さい。

民法が改正されてからは、明らかに審判も変わってきました。また、心ある調停委員や家裁調査官の人たちが、現状を変えようと真剣な努力を始めています。数年前と比べると、状況は飛躍的によくなっています。あとは、勇気と誠意のある裁判官によって画期的な審判がいくつか出されるだけで、全体の状況が劇的に変化する直前まで来ているのではないかと、私は明るい希望を持っています。

最後にみなさんをお願いしたいことがあります。子どもは別居親と会うことを拒絶しているときでも、心の奥で別居親のことを気にかけていることが分かっています。どんなにひどい状況であっても子どもとの関係改善を決してあきらめないでください。いつも子どもにはあたたかい愛情を注いでください。その気持ちはいつか必ず子どもに伝わります。子どもは自分の親が魅力的な人物であることを常に願っています。子どもが自慢できる親になることを心がけてください。

(平成24年12月10日、インタビュー：運営委員 佐々木 昇)

インタビューで、ご自身の研究、プライベート、この問題の今後の展望、引き離された親への提言を終始、優しい笑顔で語られた青木先生。優しい笑顔の向こうに、決してぶれない強い意志を感じることができました。お忙しい中、ありがとうございました。



「離婚毒 片親疎外という児童虐待」

青木先生が翻訳された片親疎外に関する最新の書籍です。

片親疎外に悩む多くの別居親、必読の書です。

誠心書房

著者：R. A. ウォーシャック

訳：青木聡

院内集会を終えて

10月23日に衆議院会館にて院内集会を実施しました。実施にあたっては十分な準備期間を設け万全な態勢で臨みたいと考えていましたが、極めて短期間での開催となりました。親子を切り離す司法の現状に高い関心を持ってくださるマスコミの要望、選挙が近そうといった様々な事情がありました。開催日までの残された期間は10日。専門家による講演と、当事者の話の2部構成。時間は最長で2時間。成り行き上、会のコーディネイトと司会を私が、担当させて頂くことになったものの、それ以外は何も決まっていませんでした。親子ネットへの相談も、悩み相談とも言える状況からスタートしました。

第1部の講師は、面会交流の現場からみた子の利益、臨床心理士・精神科医等の学術的見地からみた子の利益に相応しい先生方を探しました。前者については、NPO法人保育支援センターの梅津なみえ理事長にご了解いただきました。後者については青木聡教授や棚瀬一代教授に依頼し、両先生は快く話を聞いてくださいましたが、残念ながらスケジュールが合わず断念。精神科医とも打合せしましたが、時間も足りず見合わせとなりました。

第2部の当事者のパートでは、同志社大学法科大学院のコリン・ジョーンズ教授にコメンテーターとしての参加をご了解いただきました。衆議院会館の会議室定員は40名。大使館の方々やマスコミの方々の出席を考えると、当事者の参加も20名程度に抑えなくてはなりません。当日は、国会議員の先生および秘書、大使館員、マスコミ、テレビカメラ、当事者等で小さな会議室が一杯となる中で、様々な方のサポートをいただいた院内集会はスタートしました。

冒頭に横糸衆議院議員からご挨拶を賜りました。親子を切り離す家裁の現状に対して、高い問題意識を持ってくださり、親子の絆を取り戻そうとする私たち当事者の取組への支援を表明いただきました。横糸先生は残念ながら衆院選での当選は叶いませんでしたが、今後とも政治家として弁護士として、子の連れ去り・親子の切り離し問題に真正面からお取組みいただければ幸いです。

第1部では梅津先生に保育所や面会交流の現場での実体験から、子どもへの愛情に満ち溢れるお話をいただきました。片親による子の連れ去りはあってはならない、頻度の高い面会が子どもの健全な発育に寄与する等の、現場経験を踏まえた「真の子どもの利益」に導く多数の貴重なご意見も頂戴しました。

第2部は子どもを連れ去られた当事者の話です。まずは、那須塩原市の渡邊副市長。前日には実名・顔出しにて「AERA」に大きく記事が掲載されるという予想外のタイミングの良さ。子の利益とは何かを真正面から議論いただいた国会答弁を無視する司法の実態について、熱く語る渡邊副市長をテレビカメラが常に捉えていました。続いて茨城県在住の当事者の方。子どもを連れ去られながら、水戸家裁の竜ヶ崎支部では監護権を勝ち取りました。先に子を連れ去った者勝ちという司法の歪んだ常識の中で、私たちに大きな希望を与えてくださいました。しかしながら、高裁では子の連れ去りによってこそ形成される、お決まりの「監護の継続性」という巨大な壁に行く手を阻まれました。当事者でもある杉山弁護士からも、家裁には普通の裁判などとは全くことなる異次元の世界があることをお話しいただきました。各々の方の話にコリン・ジョーンズ先生から法学者としての貴重なコメントを頂戴しました。民法改正の趣旨である「子の利益」とは何なのかを改めて考えさせられました。

最後にKimidori Ribbonについて野村さんからお話しいただきました。このプロジェクトをマスコミが取り上げて欲しいと願っております。

今回の院内集会は準備期間が短かったにもかかわらず、貴重なご意見、大使館・マスコミへの案内、撮影など様々な温かいサポートをいただきました。皆さまに快く様々な役割を担っていただきました。本当にありがた限りです。皆さんの温かい気持ちを結集して、2013年を「真の子どもの利益」を築く年に出来ればと考えております。

(運営委員 平田 晃久)



啓発活動レポート(Kimidori Ribbon)

風船配布活動を始めて半年が経ちました。皆さまから暖かいご支援を頂き、計7回もの啓発活動を行う事が出来ました事をこの場をお借りして御礼申し上げます。今後もこの啓発活動は続けて参ります。そして今までの活動の形に拘らず、色々な方向性を模索しながら、皆さまと一緒に活動して行ければと思っています。前号に引き続き活動レポートという事で、最近行った活動の様子、それと共同親権のアンケート結果をご報告致します。

・活動レポート

第4回 (11.11 武蔵野原っぱ祭り)

今回は親子交流くじにたちの会と「キミドリ・リボン プロジェクト」の合同開催という事で、東京武蔵市の市民祭りの会場で啓発活動を行いました。

会場では配ったピンクと白の風船がまるで花の様に咲き乱れ、今までに無い光景に思わず涙が出てくるほど心に響いた活動となりました。

※共同親権アンケート結果；賛成158票(81.9%)、反対6票(3.1%)、その他29票(15.0%)

第5回 (12.9 代々木公園 サンタイベント『届け愛の歌音楽祭』)

毎年恒例のサンタ・デモのイベントに今回は「キミドリ・リボン プロジェクト」がプラスされ、今までとは違う趣きの啓発活動となりました。今回のイベントには両親の離婚を経験している学生の方も参加され、私たちと一緒に渋谷の街を行進しました。子どもの声は大切にしなければなりません。大人である私たちがきちんと耳を傾け、その声や思いを社会に反映するのが私たち大人の役目であり使命です。この学生の勇気有る行動に心から感謝すると共に、離れて暮らす親御さんに一日でも早く会える事をお祈り致します。

※共同親権アンケート結果；賛成79票(77.5%)、反対3票(2.9%)、その他20票(19.6%)

第6回 (12.23 JR桜木町駅前)

今回は告知を一切せず、立ち上げメンバーだけでゲリラ的に活動を行いました。

街頭活動は第3回の鹿児島駅以来ですが、街頭活動なりの対応が必要であると感じました。

それでも配った風船の数は200個、チラシは300枚であり、前回の代々木公園でのイベントと同等かそれ以上の結果となりました。また、当日は親子ネット関西でも風船イベントが行われており、西と東の同時開催となりました。

※共同親権アンケート結果；賛成68票(68%)、反対16票(16%)、その他16票(16%)

第7回 (12.29 JR岐阜駅前 『ぎふサミット2012 子供たちの未来を大切に』)

全国の当事者及び支援団体が岐阜に集結し、午前中はシンポジウム、午後は啓発活動という、全く新しいスタイルの参加型イベントが行われました。当日はサミットというだけあり、北は仙台・福島、南は鹿児島・長崎、更にアメリカからも当事者が参加するなど、予想を上回る参加者達により会場は熱気で包まれていました。シンポジウムの内容は、寛容性で親権を勝ち取った方の紹介や、離婚後、双方の親と子どもを自由に交流させているシングルマザーの方の講話など、とても興味深いためになる話を聞く事が出来ました。午後からはJR岐阜駅と名鉄岐阜駅前の二か所に分かれて啓発活動を行いました。中には初めて啓発活動に参加された方も多く、最初は慣れないチラシ配りも最後は積極的に、街の人に話しかけたりと、自分の身に起こっている事を一般の人に伝える事の大切さを感じて頂いたことと思います。

※共同親権アンケート結果；賛成85票(83.3%)、反対9票(8.8%)、その他8票(7.8%)

・終わりに

私は引き離しに遭って1年半が経ちました。余りにも理不尽な出来事に、今でも無性に大声を上げたくなる時があります。しかし、離れて暮らす子どもたちに何時か“お父さんは君たちに会う為に社会の仕組みを変えたんだよ”と胸を張って伝えられる日が来るまで、諦めないで行動して行きたいと思っています。

・お知らせ

尚、今後の啓発活動の予定はKimidori・Ribbon Projectのホームページ、若しくはKimidori・Ribbon Projectのfacebookのページで告知をして行きますので、是非、覗いてみて下さい。宜しくお願い致します。

(野村 孝幸)



啓発活動レポート

「親に会えない子どもたちにX'masプレゼントを！ 届け 愛の歌音楽祭&100人のサンタクロース行進！」

開催日;2012年12月9日
場所;代々木公園野外音楽堂

私は、子どもを連れ去られた当事者の母です。昨年12月9日に代々木公園野外音楽堂で開催された「親に会えない子どもたちにX'masプレゼントを！届け 愛の歌音楽祭&100人のサンタクロース行進！」に参加しました。勇気とパワーをもらえ、とてもいいイベントでした。寒い中にもかかわらずたくさんの当事者の方が参加し、通りかかった街中の方も足を止め集会の様子を見ていました。離婚後又は別居後（離婚前）に親であることは変わりがないのに、我が子に会えない我が孫に会えない祖父母が沢山いる。片方の親と会えない子どもが沢山いるというこの酷い状況で当事者が悩み・苦しんでいる気持ちを広めることが出来たのは、今後の活動に間違いなくつながることと信じております。

辛い胸のうちを、心の底から訴えかけるミュージシャンの歌声に、私は涙が出るほど感動しました。100人とまではいきませんでしたが、サンタとパレードに参加し、街を歩いている小さな子どもの姿を見て、孫の姿とダブリ私は思わず涙が出てしまいました。このイベントに参加し改めて感じたのは、両親で子育てする事が一番大切だと言うことです。共同養育が可能となる法整備を求めていきましょう。そして、祖父母も孫の成長を見たい気持ちは変わりません。面会交流について、しっかり約束が守られ理不尽に誰からも阻害されない法整備を求めていきましょう。

私は、大勢のサンタクロース姿の当事者の方々と行進しながら、息子と孫と私の身に降りかかった理不尽な出来事を走馬灯のように思い出していました。私事になりますが、一昨年、かけがえのない孫が突然に姿を消しました。3月11日に発生した東日本大震災を受けて、多くの人々が家族の絆の大切さを実感し、家族の温もりを大事に考えている時でした。「今日、実家にいます」と息子の妻が子どもを連れて家を出たのが、孫を見た最後となりました。数日後には家族旅行を計画していましたから、帰ってくると思っていた。ところが実家から戻ることなく届いたのは家庭裁判所から離婚調停と婚姻費用分担申立の期日通知書でした。私は「息子夫婦に何かあったのかしら？」と息子の親としてショックで頭が真っ白になりました。心配しても、悩んでも何も出来ない歯痒い気持ちは、祖父母も当事者の皆さんと同じです。当時は自分を責めて体の力も抜け、血の気が引く感じで、何をするにも手に付かず、外に出ることも出来ませんでした。

その頃に、息子からの誘いがあって、同じ境遇の方の集まりと聞き、息子と一緒に藁にも縋る思いで救いを求め親子ネットの勉強会に参加しました。同じ悩みを持った方々の実話を聞いていると、まるで我が家の出来事と同じく、息子が今抱えている問題と同じような問題を抱えている方がこんなに沢山いることに驚きました。懇親会に参加した時に運営委員の方から「僕も同じく苦しいです。お母さんも共に頑張りましょう。」と、声をかけて頂きました。また、他の運営委員の方からは「私は、親子ネットの裏方としてお手伝いをしています。出来ることからやりませんか？」と声をかけて頂き、「私にも何か出来る事はないのか？」と思い、親子ネットの様々な取り組みに参加しています。

息子と孫の誕生日が同じで、家族で祝う日にもかかわらず、なんと、この日が第1回目の調停期日と重なったのです。天国から地獄という気持ちを身を持って実感しました。今も、父親と引き離されて成長している孫が不憫でとても辛いです。連れ去った側の親、相手側弁護士に「何も知らされず連れ出されて、突然父親に会えなくなった子どもの気持ちがわかりますか。」と問いたい。孫を心配し、苦しい毎日を過ごしていますが、いつか孫と会えると信じて、元気に待つことにしました。「一陽来復」いつまでも悪いことは続かないし、良い日が来る事を信じています。そんなことに思いを巡らせながら皆さんと歩いたイベントでした。

最後に、親子ネットの勉強会の場で勇気をくださった皆さんに感謝を申し上げます。

(橋本友子)



家族のなかの「ほう・れん・そう」

職場の中で大事なのは、「ほう・れん・そう」（報告・連絡・相談）と言われるが、それは「家族」というチームでも同じだと思う。子どもだからまだわからないだろう…ではなくて伝えるべきことはきちんと伝えることが大切である。

私の二女の事例。保育園年長児の10月に保育園でけいれん発作を起こした。検査の結果は「脳波異常」であった。熱も出さない丈夫な子だったので、医師に「脳波異常」を告げられた時は、「何が原因か？」と驚くばかりだったが起こってしまったことは仕方ない。私は6歳の娘に「けいれん」の起こる仕組みと、処方された「テグレトール」という薬名を覚えさせた。それは、親と一緒にいない時間で発作が起こった場合、薬名を告げれば病名と状況が医師に伝わると思ったからだ。幸いにもその後発作が起こることはなかったが、小学校での水泳指導では、危機管理のための娘の赤帽子が他児の白帽子の中で目立ち、小1の娘は友達に聞かれるたびに、けいれん発作があることその治療で薬を飲んでいることをていねいに答えていた。

次に4歳児の「家族の宗教」の事例。これも子どもにきちんと話すべき事柄と感じたことがある。両親がイスラム教で給食も豚肉禁止のMちゃんがいた。給食で材料に豚肉が使われるときはお母さんがそれに代わる食材で作ったものを保存容器に入れて持参した。Mちゃんの給食は他のアレルギー児食同様、個別トレイに乗せられて供された。食物アレルギーなら子どもにも理由は説明しやすいが宗教は難しい。Mちゃんは他の子の「何で？」に「だって、ママが豚肉食べちゃダメって言ったんだもん！」と答えていた。4歳にもなると「ダメはダメ」というだけでは納得しないので、Mちゃんのお母さんに、豚肉が食べられない理由をMちゃんにきちんと教えてあげて欲しいと話した。数日後、Mちゃんは「パパとママが大事にしている神様が豚肉を食べたらちゃんとした人間になれないって教えているんだって」と説明しそれを聞いた子どもが「ふーん、Mちゃんかわいそうだね…お肉おいしいのに。でも神様との約束なんだからしかたないね」と半ば疑問は残るものの一応納得した様子だった。

「子どもの人権を大切にする」と言われるが、その第一歩は、家族の一員としての「ほう・れん・そう」だと思う。大事なのは子どもでも隠さないこと、真実を客観的に伝えることであると思う。

NPO法人保育支援センター理事長
梅津なみえ



【手帳にメモして】

■ 親子ネット定例会(2月)

日時：2月2日(土) 13:30~17:00

場所：足立区生涯学習センター

第4研修室

120-0034 足立区千住5-13-5

電話 03-5813-3730

問い合わせ：info@oyakonet.org

■ 親子ネットNAGANO相談会

日時：毎月第3土曜日 13:30~16:30

※変更の際は事前にブログ等で告知。

場所：親子ネットNAGANO事務局(長野県白馬村)または電話相談(スカイプ対応)も可能。出張相談所の開設も可。

相談料：無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費不要。

※24時間前までに予約をお願いします。

問合せ：kodomokenri@gmail.com

■ くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

自助活動：毎月第1木曜日19:00~

会議：毎月第3木曜日 19:00~

場所：スペースF(国市中3-11-6)

問合せ：042-573-4010(スペースF)

■ SOS!会えない親子のホットライン

日時：第3木曜日 19:30~21:30

問合せ：042-573-5791(くにたち子どもとの交流を求める親の会)

【活動日誌】

2012

10/20 親子ネット運営委員会

11/17 親子ネット運営委員会

12/1 親子ネット定例会

2013

1/12 親子ネット定例会

1/19 親子ネット運営委員会

住所変更時のお願い

ご転居に伴い、住所が変わられた会員の皆さまは、お手数ですが、住所変更のご連絡をお願い致します。その他、メールアドレス等の変更がある場合もご連絡をお願い致します。

連絡先メール

info@oyakonet.org

(システム管理担当)

【マスコミ】

2012

10/14 G8で日本だけ…ハーグ条約未加盟、審議停滞で(読売新聞)

10/17 <記者有論> 別居後の子育て誰が

養育、実情見て裁定を(朝日新聞)

10/22 きしむ親子① 給食中 強制引き渡し(読売新聞)

10/23 きしむ親子② 実の娘連れ戻し「有罪」(読売新聞)

10/24 きしむ親子③ 面会調停 強制力なし(読売新聞)

10/25 きしむ親子④ 家庭不和「将来自分も」(読売新聞)

10/27 きしむ親子⑤ 再婚義父 少女を虐待(読売新聞)

10/28 きしむ親子⑥ 貧困の母子家庭進学断念(読売新聞)

10/29 きしむ親子⑦ 離婚家庭に支援進まず(読売新聞)

10/29 「連れ去り」容認する司法に現役副市長が実名で告発(AERA)

11/1 「拉致大国」ニッポン(読売新聞)

11/5 「親権欲しさに虚偽DV」(AERA)

11/8 損害提訴：親権ない父と同居…住民登録認めず 白馬村と教委を相手に／長野(毎日新聞)

12/13 韓国がハーグ条約批准(YONHAP NEWS AGENCY)

12/14 【離婚家庭の子どもへの支援】前編 日本の離婚家庭の現状 — 子どもから見た親の離婚(小田切紀子東京国際大学教授)(Child Research Net)

12/21 【離婚家庭の子どもへの支援】後編 アメリカ・オレゴン州の離婚支援制度 — 離婚後の子育てを見据えた支援制度(小田切紀子東京国際大学教授)(Child Research Net)

2013

1/4 Child custody injustices hard to fix(ジャパンタイムズ)

【編集後記】

人、人、人、全ては人の質にある。

私は、縁あって1979年に少林寺拳法を始め、今は、准範士となり、人に教える立場になりました。物事は影響力のある立場に立つ人の人格や考え方によって大きな差が出ます。「全てが人によって行われるなら、本当に豊かで平和な社会の実現には正義感と勇気と慈悲心の強い人間を一人でも多く育てる以外にない」と学生に教えています。

私たちは日々、子どもの幸せを考えない連れ去り教唆弁護士、連れ去りを容認する裁判官、重大な人権侵害に目をつぶる政治家、記者及び、市民団体の活動家に直面しています。その度にこの人たちに慈悲心は無いのか？民衆主義国家であると教えられてきた日本に法の支配は無いのか？と何度も打ちのめされてきました。

しかし、少数かもしれませんが、弁護士、裁判官、臨床心理士、記者、市民団体等の中にも、引き離された子どもと別居親の絆を断ち切らせないために懸命に努力をする人々がいるのも事実です。なぜ、その方々が勇気をだして行動するのか、学歴、職業、身分は関係なさそうです。やはり、個々人の「人の質」としか言いようがないと思います。その人の優しさ、賢明さ、勇気等。今回から新連載の「あなたに会いたくて」はそうした人々を皆さんに紹介したいと思い企画しました。

全ての物事が人により行われるなら単独親権制度、親子を引き離す家裁の法の不適切な運用、これを正すのは正義感と勇気と慈悲心を持ったこうした方々の力を結集するしかありません。遅れに遅れた、ハーグ条約の批准も目前です。大手マスコミも「連れ去りを容認する司法」「面会交流制度の脆弱さ」を問題として捉え、報道するようになってきました。この問題に前向きに取り組んでくれる多くの専門家、社会のリーダ、一般市民の方々がこれから益々増えていくでしょう。私は、こうした方々と協力して運動を続けることにより、必ず、近い内に離婚後(別居後)も普通に共同養育が出来る平和な社会をこの日本に実現できると確信しています。

(運営委員 佐々木 昇)



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール：info@oyakonet.org ホームページ：http://oyakonet.org